

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を売りたい（買いたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、法律上その効力は生じませんのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 権利を取得しようとする者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書など若干の要件はあります）。

必要書類

- ・ 申請書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 土地登記簿（法務局で取得の全部事項証明書）
- ・ 土地改良区証明書
- ・ 付近見取り図
- ・ 公図（法務局で取得）
- ・ 合意解約書（小作地の場合）
- ・ 仮登記、抵当権の同意書
- ・ 営農計画書
- ・ 誓約書
- ・ 就農理由書（新規取得者のみ）
- ・ 権利を取得する者の農業経営の状況等（新規取得者のみ）
- ・ 農家基本台帳新規搭載申請書（新規取得者のみ）
- ・ 耕作状況証明書（市外譲受人の場合）

* 農地法3条申請にあたり、必要に応じて農業委員等によるヒアリングを行う場合がありますのでご留意願います。

* 許可を受けた際には、3年以上農地を効率的に利用し転用・転売は認められません。

問い合わせ先 城陽市農業委員会事務局
城陽市寺田東ノ口16番地17番地
TEL：0774-56-4009